

所掌事項

- ・ 法第12条の規定により定めた宮古市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について審議し、提言を行うこと。
- ・ 法24条の規定により行う支援又は学校が講ずる措置について、必要に応じて助言等を行うこと。
- ・ 法28条第1項の調査を行うこと。

設置根拠

宮古市いじめ問題対策委員会条例第1条

設置年月日

H29. 1. 1

委員定数

5人

委員任期

2年

現任委員発令日

R5. 2. 1

現任委員任期満了日

R7. 1. 31

担当課

教育委員会事務局学校教育課

TEL : 0193-62-2111 内線 3721

FAX : 0193-63-9112

E-mail : gakkyo@city.miyako.iwate.jp

備考